

兵庫県公報

平成22年1月5日 火曜日 第2146号

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示	ページ
○平成22年兵庫県歯科技工士国家試験の実施（医務課）	1
○土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	3
○土地改良区の定款の変更認可（同）	4
○昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部改正（漁港課）	4
○保安林の指定の解除予定（豊かな森づくり課）	4
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の設置許可申請の概要（水質課）	5
○瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく特定施設の構造等の変更許可申請の概要（同）	6
○建設業法に基づく建設業者の許可の取消し（県土整備部総務課）	7
○公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	10
○道路の区域の変更及び供用開始（道路保全課）	10
○都市計画の変更に係る案の縦覧（都市計画課）	10
○昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部改正（会計課）	11
公 告	
○特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請（地域協働課）	11
○特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請（同）	12
○選挙制度120周年記念選挙功労者知事表彰（市町振興課）	12
○都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（都市計画課）	12
○落札者等の公示（管理課）	13
選挙管理委員会告示	
○漁業法に基づく選挙権を有する者の総数の3分の1の数	13
○平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票のできる施設の指定）の一部改正	13
○兵庫県選挙管理委員会委員の補欠	14
選挙管理委員会公告	
○選挙制度120周年記念選挙功労者県選挙管理委員会特別表彰	14
○平成21年7月5日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰	15
○平成21年度選挙一般表彰	16
内水面漁場管理委員会公告	
○漁業法に基づく指示	16
教育委員会公告	
○落札者等の公示（県立香住高等学校）	17
公安委員会告示	
○技能検定員審査の実施	17
○教習指導員審査の実施	18

告 示

兵庫県告示第1号

歯科技工法の一部を改正する法律（昭和57年法律第1号）附則第2条の規定により、平成22年兵庫県歯科技工士国家試験を次のとおり実施する。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時及び場所

種別	日時	場所
学説試験	平成22年2月17日(水) 午前9時30分から	神戸市中央区山本通5丁目7番18号 兵庫県歯科医師会館
実地試験	平成22年2月18日(木) 午前9時30分から	尼崎市南武庫之荘3丁目24番5号 財団法人尼崎口腔衛生センター附属尼崎歯科専門学校

2 受験手続

(1) 提出書類

ア 受験願書 兵庫県健康福祉部健康局医務課で配布するもの

イ 受験資格を証する書類

(イ) 歯科技工士法(昭和30年法律第168号。以下「法」という。)第14条第1号又は第2号に該当する者であるときは、卒業証明書。ただし、平成22年3月に卒業する見込みの者にあつては、卒業見込証明書(卒業後直ちに卒業証明書を提出すること)。

(ロ) 法第14条第3号に該当する者であるときは、歯科医師国家試験又は歯科医師国家試験予備試験を受けることができる者である旨を証する書類

(ハ) 法第14条第4号に該当する者であるときは、厚生労働大臣による受験資格を認定する書類

ウ 写真1枚

出願前6月以内に撮影した正面上半身脱帽像で縦6センチメートル、横4センチメートルのものとし、その裏面に「シギ」の記号、撮影年月日及び氏名を記載したものを兵庫県健康福祉部健康局医務課で配布する台紙に貼り付けること。

なお、県外の学校養成所の卒業(見込)者については、写真と台紙に学校養成所の刻印による割印及び台紙裏面に当該学校養成所長の照合済の証明を受けること。

(2) 提出期限

平成22年1月12日(火)から同月18日(月)まで(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時30分から午後5時までとする。

なお、郵送による受付は行わない。

(3) 提出先

兵庫県健康福祉部健康局医務課

〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

(4) 手数料

36,000円相当額の兵庫県収入証紙を受験願書に貼り、消印しないこと。

なお、受験願書受付後は、手数料を返還しない。

3 受験票の交付

受験願書受付後、受験番号、受験日時及び受験場所を記載した受験票を交付する。

4 合格者の発表

平成22年3月15日(月)午前10時から同年4月16日(金)午後5時まで合格者の受験番号を兵庫県健康福祉部健康局医務課前に掲示するとともに、兵庫県ホームページに掲載する。

なお、合否の問い合わせには応じない。

5 試験結果の開示

個人情報の保護に関する条例(平成8年兵庫県条例第24号)第20条第1項の規定による試験結果の開示は、次に定めるところにより口頭で請求できる。

(1) 期間 平成22年3月15日(月)から同年4月16日(金)まで(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

午前10時から午後5時まで(3月15日(月)は午前11時から午後5時まで)

(2) 場所 兵庫県健康福祉部健康局医務課

神戸市中央区下山手通5丁目10番1号 兵庫県庁第1号館4階

(3) 持参するもの 兵庫県歯科技工士国家試験受験票

(4) 開示する内容 総合得点

(5) その他

ア 開示請求できる試験結果は、本人のものに限る。

イ 開示請求できる者は、本人とする。ただし、成年被後見人の法定代理人は、本人に代わって開示請求することができる。

ウ 電話による問い合わせには一切応じない。

6 身体に障害を有する者等の特例処置

視覚、聴覚、音声機能若しくは言語機能に障害を有する者で受験を希望する者は、受験願書等の提出期限内に下記問い合わせ先に申し出ること。申出のあった者については、受験の際にその障害の状態に応じて必要な配慮を講じることがある。

7 受験についての問い合わせ先

兵庫県健康福祉部健康局医務課看護指導係

電話 (078) 341-7711 内線 3253



兵庫県告示第2号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

三木北部土地改良区

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 田 博 富	三木市口吉川町南畑40番地
同	藤 原 正 明	同 市細川町豊地707番地
同	手 崎 孝 一	同 市口吉川町久次567番地
同	下 芝 信 通	同 市口吉川町槇260番地の1
同	山 崎 清 一	同 市口吉川町殿畑562番地
同	村 上 正 毅	同 市口吉川町保木89番地
同	五本上 秀 彰	同 市口吉川町東240番地の2
同	福 岡 義 正	同 市同口吉川町東中395番地
同	石 原 登	同 市細川町瑞穂925番地
同	中 西 義 彦	同 市細川町中里790番地
同	栗 村 正 仁	同 市細川町中里1332番地
同	衣 笠 照 清	同 市細川町垂穂723番地
同	澤 井 清 宣	同 市細川町増田707番地
同	岸 井 和 明	同 市細川町豊地427番地の2
監 事	藤 枝 英 樹	同 市口吉川町大島818番地
同	小 山 善 久	同 市細川町細川中55番地の1
同	村 上 均	同 市細川町桃津384番地
同	平 田 嘉 美	同 市口吉川町桃坂385番地

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	藤 田 博 富	三木市口吉川町南畑40番地
同	米 村 陽太郎	同 市細川町高篠33番地
同	常 深 讓	同 市口吉川町久次192番地
同	下 芝 信 通	同 市口吉川町槇260番地の1
同	山 崎 清 一	同 市口吉川町殿畑562番地
同	藤 原 敏 隆	同 市吉川町有安390番地の16
同	岸 本 俊 博	同 市口吉川町西中178番地
同	五本上 秀 彰	同 市口吉川町東240番地の2
同	本 岡 忠 信	同 市細川町中里250番地の2
同	栗 村 正 仁	同 市細川町中里1332番地
同	實 井 均	同 市細川町垂穂144番地

同	小 原 輝 夫	同	市細川町垂穂1043番地
同	米 村 隆	同	市細川町豊地57番地
同	武 田 重 則	同	市細川町脇川268番地
監 事	加 藤 久 勝	同	市細川町瑞穂666番地の1
同	藤 枝 英 樹	同	市口吉川町大島818番地
同	藤 平 博 司	同	市志染町西自由が丘1丁目694番地の4
同	藤 田 廣 夫	同	市口吉川町蓮花寺156番地



兵庫県告示第3号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を認可した。
平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

土地改良区の名称	認可年月日
神戸市菅野土地改良区	平成21年12月14日
小宅統合土地改良区	同 上



兵庫県告示第4号

昭和32年兵庫県告示第643号（海岸保全区域の指定）の一部を次のように改正する。
平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

促音に用いられている「つ」を「っ」に改める。

表淡路島沿岸の部生穂漁港（津名郡津名町）の款生穂の項を次のように改める。

生 穂		イ線、ロ線、ハ線、ニ線、ホ線及びへ線により囲まれた区域（生穂川河川区域を除く。） 注 イ線 ロ線の起点から130度71メートルの地点まで引いた線 ロ線 大字生穂1650番地南東端から1581番地南端地先に至る夫々の海岸堤防天端前肩より堤内側20メートルの地点を結ぶ点 ハ線 ロ線の終点から115度100メートルの地点まで引いた線 ニ線 ハ線の終点から32度233メートルの地点まで引いた線 ホ線 ニ線の終点から8度68メートルの地点まで引いた線 へ線 ホ線の終点からイ線の終点まで引いた線
-----	--	---



兵庫県告示第5号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 解除予定保安林の所在場所
佐用郡佐用町淀字久保田511の1（次の図に示す部分に限る。）、511の28、511の29
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
土地改良事業用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、西播磨県民局光都農林水産振興事務所及び佐用郡佐用町役場に備え置いて縦覧に供する。）



兵庫県告示第6号

瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号）第5条第1項の規定により許可申請があった特定施設の設置の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
取締役常務執行役員高砂工業所長 叶 敏 次
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
株式会社カネカ高砂工業所
高砂市高砂町宮前町1番8号
- (3) 特定施設に関する事項

種	類	27号ヌ 廃ガス洗浄施設	
能	力	106Nm ³ /時	
工 事 着 手 予 定 年 月 日		許可後	
工 事 完 成 予 定 年 月 日		着手後1箇月	
使 用 開 始 予 定 年 月 日		完成後	
使用時間の間隔及び1日当たりの使用時間		24時間連続	
使用時間の季節的変動の概要		なし	
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値	区 分	通 常	最 大
	水 素 イ オ ン 濃 度 (水素指数)	3～6	3～6
	化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	2以下	2
	浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	1以下	1
	窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	1以下	1
	り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	0.1以下	0.1
使用時において当該特定施設から排出される汚水等の量 (単位 m ³ /日)		90以下	90

備考 汚水等は循環再利用するため、排出水の汚染状態及び量並びに汚濁負荷量に増減はない。

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年1月5日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び高砂市生活環境部環境政策課



兵庫県告示第7号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和48年法律第110号)第8条第1項の規定により許可申請があった特定施設の構造等の変更の概要は、次のとおりである。

なお、この特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づく事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 申請の概要

- (1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに代表者又は代理人の氏名
 ハリマペーパーテック株式会社
 加古川市別府町西脇2丁目34番地
 代表取締役 坂 本 勝 彦
- (2) 工場又は事業場の名称及び所在地
 ハリマペーパーテック株式会社
 加古川市別府町西脇2丁目34番地
- (3) 排出水の汚染状態及び量

変 更 前 後 の 区 分		変 更 前		変 更 後	
排 水 口 名		No. 1	No. 3~No. 7	No. 1	No. 3~No. 28
排 水 量 (単位 m ³ /日)	通 常	4,066	雨 水 専 用 排 水 口	4,066	雨 水 専 用 排 水 口
	最 大	4,188		4,188	
水 素 イ オ ン 濃 度 (水 素 指 数)	通 常	6~8.4		6~8.4	
	最 大	6~8.4		6~8.4	
生 物 化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	50		50	
	最 大	60		60	
化 学 的 酸 素 要 求 量 (単位 mg/L)	通 常	50		50	
	最 大	70		70	
浮 遊 物 質 量 (単位 mg/L)	通 常	60		60	
	最 大	80		80	
窒 素 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	3	3		
	最 大	5	5		
り ん 含 有 量 (単位 mg/L)	通 常	0.3	0.3		
	最 大	0.5	0.5		

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期間 平成22年1月5日から同月26日まで
- (2) 場所 兵庫県農政環境部環境管理局水質課及び加古川市環境部環境政策課



兵庫県告示第8号

建設業法（昭和24年法律第100号）第12条の規定による廃業等の届出があったので、同法第29条第1項の規定に基づき、次の建設業者の許可を取り消した。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井戸敏三

商号又は名称及び 代表者氏名	主たる営業所の所在地	許可番号	取り消した建設業		処分の原因と なった事実	取消年月日
			区分	種類		
(有)向井鉄工所 (代)大前 義晴	神戸市東灘区魚崎浜町 27-16	般-18 第112406号	一般	鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年8月1日
(有)ケイテック (代)小室 互	同 市同 区魚崎西町 1-2-27	般-16 第114468号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月31日
二宮設備 (代)二宮 孝二	同 市同 区深江南町 1-1-58-148	般-18 第112458号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年10月7日
(株)仲田建設 (代)仲田 和富	同 市灘区大石南町2 -8-9	特-18 第106241号	特定	土木工事業、とび・土 工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年7月27日
(株)東輝 (代)土井 裕之	同 市同区城内通2- 2-4	般-17 第113516号	一般	建築工事業、内装仕上 工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月1日
神鋼不動産(株) (代)吉田 達樹	同 市中央区脇浜町2 -10-26	般・特-18・ 19 第114557号	特定	大工工事業、とび・土 工工事業、屋根工事 業、塗装工事業、建具 工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月1日
神菱技術サービス エンジニアリング (株) (代)溝口 孝	同 市兵庫区和田崎町 1-1-1	般・特-18 第109281号	一般 特定	電気工事業、機械器具 設置工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
大場建築板金 (代)大場 良三	同 市北区星和台1- 18-32	般-20 第114181号	一般	建築工事業、板金工事 業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年7月31日
(株)宏建 (代)永田 宏仁	同 市同区大沢町簾 373-12	般-19 第115019号	一般	土木工事業、とび・土 工工事業、石工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、塗装工事業、水 道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月1日
中原工業所 (代)中原 仁	同 市長田区大日丘町 1-12-9	般-19 第115139号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)ナカタ (代)仲田 つや子	同 市須磨区白川台5 -5-4	般-19 第112854号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工事業、 石工事業、管工事業、 鋼構造物工事業、ほ装 工事業、しゅんせつ工 事業、機械器具設置工 事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年10月16日
(有)みのり建設 (代)美野田 義輝	同 市垂水区名谷町 1798-4	般-16 第114436号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月23日
(株)レナット兵庫 (代)村重 秀夫	同 市西区玉津町高津 橋5-3	特-19 第459675号	特定	土木工事業、ほ装工事 業、塗装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年7月1日
(株)サントマリ (代)渡真利 貞義	尼崎市潮江4-2-2	般-17 第210789号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年2月19日
ダイキョウコーポ レーション(株) (代)大東 功宏	同 市御園町21	般-20 第215460号	一般	土木工事業、建築工事 業、とび・土工事業、 鋼構造物工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月27日
第和工業(株) (代)中島 健次	同 市次屋3-11-21	般・特-17 第210747号	一般	電気工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月5日

三永建設興業(株) (代)堀尾 雅則	同 市杭瀬本町2-18-17	特-16 第203887号	特定	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日
(株)成光工業 (代)秋田 昌克	西宮市上鳴尾町13-8-102	般-16 第212292号	一般	土木工事業、とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月8日
(株)ダイキョー建設 (代)達川 正文	同 市上大市5-15-12	般-18 第213771号	一般	鉄筋工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月9日
(株)清隆建設 (代)北野 清正	同 市芦原町3-33-101	般-17 第210428号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月13日
丸重設備工業(株) (代)川元 重彦	同 市大屋町31-14	般-18 第207000号	一般	土木工事業、管工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
(株)イワサワ (代)岩澤 孝志	芦屋市高浜町9-1-1644	般-19 第211389号	一般	内装仕上工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年5月12日
(株)モンデン (代)西谷 裕樹	伊丹市口酒井2-9-10	般-17・20 第216231号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年8月19日
(株)松浦組 (代)松浦 幸一	同 市山田3-10-50	特-18 第212174号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年10月19日
(株)高山工業 (代)高山 英男	宝塚市駒の町3-6	般-20 第215807号	一般	建築工事業、大工工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月20日
酒井管工業 (代)酒井 克	同 市安倉中4-10-5	般-17 第214340号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月20日
山英建設(株) (代)山本 英一	同 市安倉西4-600	特-17 第211993号	特定	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月26日
タカハラコーポレーション(株) (代)西原 万植	川西市滝山町12-13	特-17・19 第301531号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
(株)秋山組 (代)秋山 圭二	同 市小花2-20-13	般・特-17 第210478号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年10月1日
(株)稲垣組 (代)稲垣 全彦	西脇市西脇688	般-18 第350318号	一般	土木工事業、建築工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月2日
新盛土木(株) (代)塚原 隆雄	加西市北条町黒駒121	般・特-18 第352278号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年9月21日
(株)ケーアイ工業 (代)大澤 城	姫路市青山3-20-6	般・特-19 第457841号	特定	土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月26日
(有)満正工業 (代)唐須 泰宏	同 市伊伝居40	般-20 第460568号	一般	土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年5月20日
的形水道工事(株) (代)清水 義樹	同 市的形町の形1719-6	般-16 第452039号	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業、消防施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月25日
和田(株) (代)和田 勝	同 市別所町北宿946-1	特-17 第458277号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月30日
藤原建設 (代)藤原 重夫	同 市城北新町1-14-6	般-17 第460057号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年9月14日

㈱日建住宅 代岸上 秋男	同 市井ノ口25-4	般-18 第456469号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月28日
江口建設 代江口 潤	同 市双葉町120	般-18 第460253号	一般	土木工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月30日
日管工業㈱ 代中末 敏和	同 市御立中3-12-28	般-19 第451357号	一般	管工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同
㈹安富士木 代下岸 秀人	同 市安富町安志361-8	特-16 第502661号	一般	ほ装工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年10月1日
㈱栄藤工務店 代栄藤 輝	同 市神和町1	般・特-16・19 第451426号	一般 特定	土木工事業、建築工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 月5日
山陽土木㈹ 代橋本 あや子	同 市兼田字東垣内631-1	般-19 第455222号	一般	とび・土工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月28日
㈱坂本建設 代坂本 峰夫	相生市那波野221	特-17 第550566号	特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月20日
㈱上山 代上山 忠作	宍粟市山崎町中497	般・特-16 第502532号	一般	建築工事業、大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年5月20日
㈹山本工務店 代山本 嘉久	同 市千種町西河内349-1	般-17・19 第501838号	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年9月30日
㈱アイ・ティー建設 代眞邊 豊治	佐用郡佐用町仁方666	般-17・19 第459340号	一般	土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	平成21年6月30日
成業建設㈱ 代木瀬 秀美	豊岡市竹野町小丸22-1	般・特-18 第650038号	特定	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年10月21日
同 上	同 上	同 上	一般	管工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年4月17日
田里水道ポンプ工業所 代田里 元弘	同 市日高町祢布1245-4	般-18 第651203号	一般	管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年8月29日
㈱出石屋 代家城 嘉一	同 市但東町南尾181-1	般-17 第650915号	一般	土木工事業、管工事業、水道施設工事業	建設業の廃止 (全部廃業)	同 年9月30日
岸本建設㈱ 代岸本 治	同 市城崎町結90	般・特-18 第651017号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月21日
長野運輸㈱ 代長野 美好	朝来市和田山町林垣230-3	般-18 第601107号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年9月27日
㈹極東開発 代森本 浩介	篠山市東吹1329-1	般-17 第752033号	一般	建築工事業、大工工事業、内装仕上工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成20年4月30日
鳳鳴建設㈱ 代溝口 清宏	同 市大沢2-4-4	般・特-19 第751241号	一般 特定	建築工事業、管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年8月27日
㈱木戸口組 代木戸口 喜代子	丹波市氷上町上成松98-1	般・特-19 第750213号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年3月31日
井本建設㈱ 代井本 辰男	同 市柏原町柏原1409-1	般・特-18 第750179号	一般	建築工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年4月25日
才花建設㈱ 代才花 治	洲本市五色町鮎原南谷145	般・特-18 第800226号	一般	造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月7日
橋詰建設㈱ 代橋詰 久永	同 市五色町都志543	般・特-19 第800874号	一般 特定	管工事業、造園工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 月22日
松本伊㈱ 代松本 伸太郎	南あわじ市榎列大榎列500-1	般・特-20 第801841号	一般	さく井工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	平成21年9月30日
㈱平松組 代平松 章	淡路市王子819	般・特-19 第801070号	一般	大工工事業	建設業の廃止 (一部廃業)	同 年10月1日



兵庫県告示第9号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、朝来市和田山駅南土地区画整理組合理事長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類
公共測量（土地区画整理 1級基準点測量、3級基準点測量、4級基準点測量、出来形確認測量）
- 2 作業期間
平成21年11月11日から平成22年3月25日まで
- 3 作業地域
朝来市和田山町東谷地内



兵庫県告示第10号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定により、道路の区域を次のように変更し、平成22年1月5日から供用を開始する。

その関係図面は、平成22年1月5日から2週間、中播磨県民局姫路土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

道路の種類 路線名	道路の区域				
	区 間	旧新	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備考
県道 山之内苅野姫路線	姫路市夢前町苅野字四辻346番2から 同 市夢前町苅野字四辻335番まで	旧	6.0から 14.0まで	50.0	
		新	7.0から 15.0まで	50.0	



兵庫県告示第11号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により、都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、当該都市計画案を次のとおり縦覧に供する。

なお、この都市計画区域に係る関係市町の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに、この案について兵庫県知事に意見書を提出することができる。

この意見書を提出しようとする者は、住所、氏名、年齢及びこの案件についての意見をできるだけ具体的に記載した文書を神戸市中央区下山手通5丁目10番1号兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課に提出すること。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 都市計画の種類及び名称
阪神間都市計画区域区分
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市東海岸町地先
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成22年1月5日から同月19日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局都市計画課
- 2 (1) 都市計画の種類及び名称

- 阪神間都市計画用途地域
- (2) 都市計画を変更する土地の区域
尼崎市東海岸町地先
- (3) 都市計画の案の縦覧期間
平成22年1月5日から同月19日まで
- (4) 縦覧場所
兵庫県県土整備部まちづくり局都市計画課及び尼崎市都市整備局都市計画課



兵庫県告示第12号

昭和39年兵庫県告示第332号の15（収入証紙売りさばき人の名称等）の一部を次のように改正し、平成22年1月5日から適用する。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

表株式会社三井住友銀行の項中

「			同 姫路支店		姫路市呉服町		」
「			同 姫路支店		姫路市呉服町		」
			同 姫路支店姫路市役 所出張所				

に改める。

公 告

特定非営利活動法人の設立に係る認証の申請

特定非営利活動法人の設立代表者から設立に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

ア 名称 特定非営利活動法人海っ子倶楽部

イ 代表者の氏名 三 島 正 嗣

ウ 主たる事務所の所在地 赤穂市加里屋中州2丁目58番地の2

エ 定款に記載された目的

この法人は、子どもたちを中心に市民及び地域の団体に対して、海と接し親しむプログラムを提供し、海そのものの持つ楽しさや感動を体験してもらい、沢山の生き物たちが暮らす豊かさや驚きを遊びの中で知ってもらうことで、海への正しい理解や環境保全の大切さを学ぶことのできる自然体験活動などに関する事業を行い、海と人との豊かな関係を築くことを通じて、健やかな心と体を育み、人と人とのよりよい関係の構築に寄与することを目的とする。

2 (1) 申請のあった年月日 平成21年12月14日

(2) 特定非営利活動法人の名称等

- ア 名称 特定非営利活動法人ほっと・みのり
- イ 代表者の氏名 吉 田 たみ子
- ウ 主たる事務所の所在地 赤穂郡上郡町大持276番地16
- エ 定款に記載された目的

この法人は、障害者に対して地域生活支援事業を行うとともに、地域住民との交流を図るための事業を通して、すべての人が心豊かに安心して暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする。



特定非営利活動法人の定款変更に係る認証の申請

特定非営利活動法人から定款変更に係る認証の申請があったので、特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第5項において準用する同法第10条第2項及び県民ボランティア活動の促進等に関する条例（平成10年兵庫県条例第39号）第17条の規定により、兵庫県企画県民部県民文化局地域協働課、神戸県民局、阪神南県民局、阪神北県民局、東播磨県民局、北播磨県民局、中播磨県民局、西播磨県民局、但馬県民局、淡路県民局及び丹波の森公苑において、関係書類を縦覧に供する。

なお、関係書類の縦覧期間は申請のあった年月日から2月間とする。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 申請のあった年月日 平成21年12月14日
- 2 特定非営利活動法人の名称等

- (1) 名称 特定非営利活動法人人と人を結ぶ福祉の会ハロー宝塚
- (2) 代表者の氏名 高 森 敬 久
- (3) 主たる事務所の所在地 宝塚市小林5丁目8番37号
- (4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で援助が必要な高齢者やその家族、その他の手助けを必要とする人々に対して、住民参加をもとに、地域に根ざした介護サービスの人材を育成し、すべての人々が健やかに暮らせる地域社会づくりと福祉の増進に寄与することを目的とする。



選挙制度120周年記念選挙功労者知事表彰

表彰規則（昭和38年兵庫県規則第80号）第2条の規定により、平成21年12月16日に次の者を表彰した。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 氏 名 柏 木 保
- (2) 住 所 明石市
- (3) 功績内容 兵庫県選挙管理委員会委員長として、選挙の適正な管理執行及び明るい選挙の推進に尽力するとともに、兵庫県選挙管理委員会の円滑な運営及び市区町選挙管理委員会に対する指導に精励した。
- 2 (1) 氏 名 屋 部 光 崇
- (2) 住 所 佐用郡佐用町
- (3) 功績内容 長年にわたって、三日月町及び佐用町選挙管理委員会委員として、選挙の適正な管理執行及び明るい選挙の推進に尽力するとともに、三日月町及び佐用町選挙管理委員会の円滑な運営に務めた。
- 3 (1) 氏 名 荒 本 春 枝
- (2) 住 所 神戸市長田区
- (3) 功績内容 長年にわたって、神戸市長田区明るい選挙推進協議会会長等として、明るい選挙の推進に尽力するとともに、神戸市長田区明るい選挙推進協議会の円滑な運営に努めた。



都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成22年1月5日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称
加東市山国字東野2013番286から2013番290まで、2013番479の一部、2014番618、2014番621
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称
大阪市北区大淀中1丁目1番88号
積水ハウス株式会社 代表取締役 阿 部 俊 則
- 3 許可年月日及び許可番号
平成21年12月8日
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-3-2号（21加東）



落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成22年1月5日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量
税務電算システムに係る機器及びソフトウェア等一式（賃貸借）
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号
- 3 落札者を決定した日
平成21年10月27日
- 4 落札者の名称及び住所
株式会社菱友システムズ関西支社
神戸市中央区栄町通2丁目5番1号
- 5 落札金額
120,153,600円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札公告をした日
平成21年9月15日

選挙管理委員会告示

兵庫県選挙管理委員会告示第1号

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成22年1月5日

兵庫県選挙管理委員会

委員長 村 上 寿 浩

兵庫県瀬戸内海海区	2,764
但馬海区	331



兵庫県選挙管理委員会告示第2号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号並びに地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第106条、第114条、第117条及び第184条並びに漁業法施行令（昭和25年政令第30号）第9条並びに農業委員会等に関する法律施行令（昭和26年政令第78号）第6条において準用する公職選挙法施行令第55条第2項及び第4項第2号（最高裁判所裁判官国民審査法施行令（昭和23年政令第122号）第14条において衆議院小選挙区選出議員の選挙の投票の例による場合を含む。）の規定により、不在者投票のできる施設として既に指定した施設に関し、施設の取消しがあったので、平成13年兵庫県選挙管理委員会告示第27号（不在者投票

のできる施設の指定)の一部を次のように改正する。

平成22年1月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

2 老人ホームの表神戸市の項中

「

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業 団 特別養護老人ホーム 万寿の家	同 市西区曙町1070
神戸市立西神戸ホーム	同 市西区玉津町水谷397-5

」

を

「

社会福祉法人 兵庫県社会福祉事業 団 特別養護老人ホーム 万寿の家	同 市西区曙町1070
--------------------------------------	-------------

」

に、

「

特別養護老人ホーム 永栄園	同 市西区伊川谷町長坂800
特別養護老人ホーム 透鹿園	同 市西区平野町常本309-5

」

を

「

特別養護老人ホーム 永栄園	同 市西区伊川谷町長坂800
---------------	----------------

」

に改める。



兵庫県選挙管理委員会告示第3号

兵庫県選挙管理委員会委員眞殿富男及び同委員橘實は、平成21年12月31日退職したため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第182条第3項の規定に基づき、平成22年1月1日に補充員であった次の者を兵庫県選挙管理委員会に補欠した。

平成22年1月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

住 所	氏 名
尼崎市長洲東通2丁目8番1号	内匠屋 八 郎
神戸市垂水区つつじが丘5丁目12番地の17	佐々木 保

選挙管理委員会公告

選挙制度120周年記念選挙功労者県選挙管理委員会特別表彰

選挙制度120周年記念選挙功労者県選挙管理委員会特別表彰実施要領により、平成21年12月16日に次の者を表彰した。

平成22年1月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

氏 名	職 名	住 所
山 名 静 子	神戸市長田区明るい選挙推進協議会副会長	神戸市長田区
岡 田 一 文	明石市明るい選挙推進協議会副会長	明石市
多 田 禮 子	伊丹市明るい選挙推進協議会委員	伊丹市

頓 宮 正 之	相生市明るい選挙推進協議会委員	相生市
嶋 津 昌 郎	前たつの市選挙管理委員会委員	たつの市
大 塩 位三夫	川西市選挙管理委員会事務局長	川辺郡猪名川町
内 田 徹	加西市明るい選挙推進協議会会長	加西市
戸 田 幸 男	前朝来市選挙管理委員会委員長	朝来市
可 藤 元 男	前宍粟市選挙管理委員会委員	宍粟市
大 西 正 文	前稲美町選挙管理委員会委員長	加古郡稲美町
大 澤 甚一郎	前市川町選挙管理委員会委員長	神崎郡市川町



平成21年7月5日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第2号の規定により、平成21年7月5日執行兵庫県知事選挙兵庫県選挙管理委員会表彰として、平成21年12月16日に次の者を表彰した。

平成22年1月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村上寿浩

1 兵庫県選挙管理委員会表彰

(選挙管理委員会の部)

名 称	所在地
洲本市選挙管理委員会	洲本市
伊丹市選挙管理委員会	伊丹市
相生市選挙管理委員会	相生市
加古川市選挙管理委員会	加古川市
西脇市選挙管理委員会	西脇市
神河町選挙管理委員会	神崎郡神河町
市川町選挙管理委員会	同 郡市川町

(委員及び職員の一部)

氏 名	職 名	住 所
荒 木 恵 子	前西脇市選挙管理委員会委員長	西脇市
尾 鼻 耕 三	宍粟市選挙管理委員会委員長	宍粟市
河 村 正 文	神河町選挙管理委員会委員長	神崎郡神河町
村 上 敏 光	神戸市東灘区選挙管理委員会事務職員	神戸市西区
稲 田 敬 二	神戸市兵庫区選挙管理委員会事務職員	同 市同区
渡 辺 進	神戸市須磨区選挙管理委員会支所選挙係長	明石市
宮 脇 浩	神戸市垂水区選挙管理委員会担当主査	神戸市西区
木 村 克 彦	伊丹市選挙管理委員会副主幹	伊丹市
柳 本 一 志	川西市選挙管理委員会主任	川西市
大 井 和 弘	兵庫県企画県民部企画財政局市町振興課税政係主査	神戸市兵庫区

2 兵庫県選挙管理委員会感謝状

(個人の部)

氏 名	職 名	住 所
枝 松 悦 子	明石市明るい選挙推進協議会委員	明石市
荻 野 美奈子	川西市明るい選挙推進協議会委員	川西市
小 林 一 三	篠山市明るい選挙推進協議会会長	篠山市

(団体の部)

名 称	所在地
姫路市消防音楽隊	姫路市
神河町商工会	神崎郡神河町
上郡町いづみ会	赤穂郡上郡町



平成21年度選挙一般表彰

兵庫県選挙管理委員会表彰規程（昭和28年兵庫県選挙管理委員会告示第8号）第2条及び第3条第1号の規定により、平成21年度選挙一般表彰として、平成21年12月16日に次の者を表彰した。

平成22年1月5日

兵庫県選挙管理委員会
委員長 村 上 寿 浩

(委員の部)

氏 名	職 名	住 所
岡 田 誠 子	神戸市中央区選挙管理委員会委員	神戸市中央区
後 藤 太原磨	加古川市選挙管理委員会委員長	加古川市
岸 本 幸 平	加古川市選挙管理委員会委員長職務代理	同 市
乾 暄次郎	加古川市選挙管理委員会委員	同 市
大 島 瑞 代	加古川市選挙管理委員会委員	同 市
井 上 武 彦	川西市選挙管理委員会委員長	川西市
堀 井 壽 雄	養父市選挙管理委員会委員長職務代理	養父市
中 村 千 秋	養父市選挙管理委員会委員	同 市
谷 藤 法 央	朝来市選挙管理委員会委員長職務代理	朝来市
坂 本 守	新温泉町選挙管理委員会委員長代理	美方郡新温泉町

(職員の部)

氏 名	職 名	住 所
堀 豪 助	姫路市選挙管理委員会課長補佐	姫路市
辰 巳 武 三	尼崎市選挙管理委員会主任	尼崎市
藤 井 貢	養父市選挙管理委員会書記次長	養父市
河 邊 正 人	養父市選挙管理委員会書記	同 市
石 橋 禎 之	朝来市選挙管理委員会書記	朝来市
陰 山 昌 平	加東市選挙管理委員会書記	加東市
堀 恭 一	太子町選挙管理委員会書記長	たつの市
中 島 昌 彦	新温泉町選挙管理委員会書記	美方郡新温泉町
城 下 隆 広	兵庫県選挙管理委員会書記	宍粟市

内水面漁場管理委員会公告

兵内漁委指示第57号

漁業法（昭和24年法律第267号）第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、平成21年12月16日に次のとおり指示した。

平成22年1月5日

兵庫県内水面漁場管理委員会
会長 秋 武 宏

1 指示内容

(1) 持ち出し放流の禁止

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体をなす水面においては、採捕したコイ（マゴイ及びニシキゴイをいう。以下同じ。）を持ち出し他の水域に放流してはならない。

(2) 持ち込みの制限等

コイヘルペスウイルス病のまん延を防止するため、県内の公共用水面及びこれと接続一体を成す水面においては、次のことを遵守すること。

ただし、採捕したコイを同じ場所に再放流する場合は除く。

ア 放流の制限

コイを放流する場合は、放流用のコイが次の全てを満たしていることを確認すること。

- (7) 過去にコイヘルペスウイルス病の発生が確認された水域の水に浸かったことがないこと。
- (4) PCR検査により陰性が確認されたコイ群であること。

イ 遺棄の禁止

生死を問わず、コイを遺棄してはならない。

2 指示の期間

平成22年1月1日から同年12月31日まで

教 育 委 員 会 公 告

落札者等の公示

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成22年1月5日

契約担当者

兵庫県立香住高等学校長 安 田 義 文

1 落札に係る業務件名及び数量

実習船「但州丸」第2種中間検査及び整備一般工事 一式

2 契約に関する事務を担当するかいの名称及び所在地

兵庫県立香住高等学校 美方郡香美町香住区矢田40-1

3 落札者を決定した日

平成21年12月7日

4 落札者の名称及び住所

サンセイ株式会社下関工場 山口県下関市彦島本村町三丁目5番1号

5 落札金額

84,000,000円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札公告をした日

平成21年10月27日

公 安 委 員 会 告 示

兵庫県公安委員会告示第1号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の2第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が技能検定に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「技能検定員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第2条の規定により、次のとおり公示する。

平成22年1月5日

兵庫県公安委員会

委員長 下 村 俊 子

1 技能検定員審査の種類

技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）、技能検定員審査（牽引）、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）及び技能検定員審査（普通二種）

2 技能検定員審査の期日

平成22年2月6日（土）

3 技能検定員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 技能検定員審査の申請手続

(i) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成22年1月5日（火）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切

手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 技能検定員審査（大型）、技能検定員審査（中型）、技能検定員審査（普通）、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
ウ 技能検定員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（大型）

エ 技能検定員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（中型）

オ 技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び技能検定員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成22年1月5日（火）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成22年1月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 技能検定員審査（大型）又は技能検定員審査（中型）を受けようとする者にあつては24,700円、技能検定員審査（普通）を受けようとする者にあつては20,500円、技能検定員審査（大特）、技能検定員審査（大自二）、技能検定員審査（普自二）又は技能検定員審査（牽引）を受けようとする者にあつては14,100円、技能検定員審査（大型二種）、技能検定員審査（中型二種）又は技能検定員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては22,450円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考2から4までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成22年3月2日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、技能検定員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の2第4項第2号イからホまでのいずれかに該当する者については、技能検定員資格者証を交付しない。

7 技能検定員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628



兵庫県公安委員会告示第2号

道路交通法（昭和35年法律第105号。以下「法」という。）第99条の3第4項第1号イの規定による兵庫県公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の教習に関する技能及び知識に関して行う審査（以下「教習指導員審査」という。）について、技能検定員審査等に関する規則（平成6年国家公安委員会規則第3号。以下「規則」という。）第10条第2項の規定により、次のとおり公示する。

平成22年1月5日

兵庫県公安委員会

委員長 下村俊子

1 教習指導員審査の種類

教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）、教習指導員審査（牽引）、教習指導員審査（大型二種）、

教習指導員審査（中型二種）及び教習指導員審査（普通二種）

2 教習指導員審査の期日

平成22年2月6日（土）

3 教習指導員審査の場所

兵庫県明石市荷山町1649番地の2 兵庫県警察本部交通部運転免許試験場

4 教習指導員審査の申請手続

(1) 提出書類

ア 審査申請書1通

審査申請書は、平成22年1月5日（火）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時までの間に兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において配布する。

なお、郵送を希望する場合は、住所、氏名及び郵便番号を明記した返信用封筒に80円相当額の郵便切手をはり付けたものを同封して、郵送により、請求すること。

イ 教習指導員審査（大型）、教習指導員審査（中型）、教習指導員審査（普通）、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者は、当該審査に用いられる自動車を運転することができる免許（仮運転免許を除く。）に係る運転免許証
ウ 教習指導員審査（大型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（大型）

エ 教習指導員審査（中型二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許又は中型自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（中型）

オ 教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者は、大型自動車第二種免許、中型自動車第二種免許又は普通自動車第二種免許に係る運転免許証及び教習指導員資格者証（普通）

カ 規則第17条の規定により、審査細目についての審査の一部を免除される者は、免除に該当する者であることを証する書類

(2) 提出期間

平成22年1月5日（火）から同月8日（金）までの午前9時から午後5時まで

(3) 提出先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

(4) 提出方法

原則として、本人が持参するものとする。ただし、郵送する場合は、書留郵便で送付することとし、平成22年1月8日（金）までの消印のあるものに限り受け付ける。

(5) 審査手数料

ア 教習指導員審査（大型）又は教習指導員審査（中型）を受けようとする者にあつては15,650円、教習指導員審査（普通）を受けようとする者にあつては12,150円、教習指導員審査（大特）、教習指導員審査（大自二）、教習指導員審査（普自二）又は教習指導員審査（牽引）を受けようとする者にあつては9,500円、教習指導員審査（大型二種）、教習指導員審査（中型二種）又は教習指導員審査（普通二種）を受けようとする者にあつては13,300円相当額の兵庫県収入証紙を審査申請書にはり付けること。ただし、審査細目についての審査の一部を免除される者は、警察手数料徴収条例（平成12年兵庫県条例第38号）別表7の部備考5から7までの規定による額とする。

イ 審査手数料は、提出書類の受付後は返却しない。

5 携行品

運転免許証及び筆記用具

6 合格者の発表

平成22年3月2日（火）午前10時から、兵庫県警察本部交通部運転免許試験場において、合格者の申請時の受理番号を掲示する。

なお、合格者には、教習指導員審査合格証明書を交付するものとし、法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者については、教習指導員資格者証を交付しない。

7 教習指導員審査についての問い合わせ先

兵庫県警察本部交通部運転免許試験場教習所係

電話（078）912-1628